

川崎市斜面地建築物問題研究会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この研究会は、斜面地を利用した地下室マンション等の建築物(以下「斜面地建築物」という。)の開発・建築について、周辺用途地域の環境に適した規制手法の検討を行うことを目的として設置する。

(組織及び設置期間)

第2条 研究会は、次により組織する。

(1) 学識経験者(法律・建築・都市計画) 5名

(2) まちづくり局総務部長

(3) まちづくり局計画部長

(4) まちづくり局指導部長

2 研究会の委員は、別紙の者にまちづくり局長が委嘱する。

3 研究会の設置期間は、平成16年1月19日から平成16年3月31日までとする。

(協議事項)

第3条 研究会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 斜面地建築物に関する制限の条例化に関すること。

(2) 斜面地建築物に関する地盤面の評価に関すること。

(3) その他斜面地建築物の規制に関すること。

(会議)

第4条 会議は、平成16年1月から3月まで、合計3回行うこととする。

(会長)

第5条 会長は、学識経験者のうち互選により決定し、研究会を掌理する。

(関係職員の出席)

第6条 研究会は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会及び作業部会)

第7条 幹事会は、研究会の運営について協議するために組織する。

2 作業部会は、資料の作成等のために組織する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、まちづくり局指導部建築指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成16年1月15日から施行する。